

Q 水道料金の概要について教えてください

A

1. はじめに

あなたは自宅の水道料金がいくらなのか知っていますか。よく、「水道料金は高すぎる」とか「値下げしろ」、などという言葉があちらこちらから聞かれますが、はたして水道料金は高いのでしょうか。

1887（明治20）年、その当時、国の地方組織であった神奈川県によって文明開化の地横浜区に近代水道が建設され、併せてわが国初の給水規則となる「横浜水道給水規則」が制定されました。これは他都市のモデルとなったもので、初めてこの中に近代水道の料金が決められたのです。その後、「水道条例」（明治23年法律第9号）、水道法（昭和32年法律第177号）により廃止が公布され、一般会計からの独立採算の原則が明記されました。つまり、水道水を供給する対価として水道料金を徴収し、これらを元手に水道事業を営まなければならないようになったのです。現在は、簡易水道を除く地方公共団体の営む水道事業は地方公営企業法の適用を受け、特別会計とされています。

2. 地域格差

水道事業者は、地方公共団体の条例で水道料金を定めています。しかし、地域ごとに水道施設の建設時期、規模や運営費などが異なることから、水道水の使用量が同じでもその地域ごとに料金体系が異なっているのが実情です。鉄道の運賃や家賃なども運営主体によって異なるのと同様ですが、特に水道料金の場合は自治体ごとに状況が異なることから、広範囲を網羅しているガス会社や電力会社の料金と比べても自治体間の料金格差が大きいです。給水人口規模が小さく給水範囲の大きな自治体や不幸にも大災害で水道施設が壊滅してしまった自治体の水道料金は、どうしても高くなる傾向があります。料金の徴収方法についても、2月分を一括徴収する自治体も多く、銀行引き落としの場合、通帳には2ヶ月に一度「水道」などと書かれているので、あたかも高い水道料金を支払わされているような錯覚に陥りますが、下水道使用料金と一緒に請求されるところが多いのです。

3. 料金と経営

水道料金は水道事業を営むための大きな収入源であり、そこから水道施設の運転費や人件費を支出します。近年は水需要が低下に転じており逓増料金制度を採用している自治体にとっては深刻な問題です。その一方では、高度成長期に大量に敷設した水道管の更新工事や水道施設の耐震化工事も発生し、苦しい経営状態となりつつあります。このため、無駄な経費の削減、工事コストの縮減や有収率を高めるなど懸命な経営努力が行われていますが、それでも健全な経営を維持できなくなる場合は、水道料金の値上げをせざるを得なくなるのです。

水道法第十四条には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。（以下略）」と定められており、水道法施行規則においては更に詳しくのべられています。また、社団法人日本水道協会の水道料金算定要領（昭和42年7月策定）には、具体的な水道料金の算出方法が述べられています。それによれば、料金の算定期間は概ね将来の3から5年を基準とすること、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な需要予測とこれに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に水道事業の健全な営業を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定する総括原価方式を基本原則とするとされています。

このように水道料金は将来も見据えた水道施設の維持管理や増強ができることも考慮する必要があり、事業全体として収支が均衡するように設定されます。水道料金は公共料金なので、ポトルドウォーターよりも格段に安いにもかかわらず、少しの値上げでも世間は過敏に反応します。水道料金の値上げに当たっては議会の議決を必要とし、料金の算出根拠及び経常収支の概算書を添付して、厚生労働大臣（給水人口5万人以下の事業体は都道府県知事）への届出が必要となります。

（出典：水道技術ジャーナル 2012年1月）